

事務連絡
令和3年10月13日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠について、規模別協力金の要件等を変更したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。）を改正したので、お知らせします。

また、令和3年9月28日付基本的対処方針の三の（3）8）及び10）において、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置地域以外の地域（以下「その他地域」という。）における飲食店に対する営業時間短縮要請について、「認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする」とされました。このことを踏まえたその他地域における要請内容、協力金及び第三者認証店の関係は、別紙の通りです。

なお、制度要綱別紙1の4〔1〕⑪に規定する第三者認証制度は、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定）」（令和3年5月21日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、農林水産省食料産業局長から各都道府県知事宛事務連絡）に定める基準に基づき導入する認証制度をいいます。

各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

<関係資料一覧>

別紙 10月1日以降の飲食店に対する要請、協力金等見直し

別添 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）

【照会先】

(1) 協力金について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部

西中・寺井・服部・鈴木・小林

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

	見直し前 (～9/30)	見直し後 (10/1～)
<p>緊急事態 措置区域</p>	<p><u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> (酒提供店は休業) 協力金:3～10万円/日 ただし、9/30までは、4～10万円/日</p>	<p>同左</p>
<p>重点措置地域</p>	<p>【認証店】<u>①20時までの時短要請・酒類禁止</u> 協力金:3～10万円/日</p> <p>感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、</p> <p>②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可 協力金:3～10万円/日</p> <p>ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可</p> <p>③21時までの時短要請・酒提供可(20時まで) 協力金:2.5～7.5万円/日</p> <p>【非認証店】<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> 協力金:3～10万円/日</p>	<p>同左</p>
<p>その他区域 ※都道府県判断で 実施</p>	<p><u>21時までの時短要請</u> 協力金:2.5～7.5万円/日</p>	<p>【認証店】 <u>21時までの時短要請</u> 協力金:2.5～7.5万円/日</p> <p>【非認証店】 <u>20時までの時短要請</u> 協力金:2.5～7.5万円/日</p>